

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1075号から第1096号まで)

平成25年1月17日

平成 25 年 1 月 17 日

横浜市鶴見区選挙管理委員会委員長 小山 和雄 様
横浜市神奈川区選挙管理委員会委員長 田中 紘 様
横浜市西区選挙管理委員会委員長 浅賀 達也 様
横浜市中区選挙管理委員会委員長 小島 弘之 様
横浜市南区選挙管理委員会委員長 山田 仁 様
横浜市港南区選挙管理委員会委員長 椿 實 様
横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会委員長 竹村 泰長 様
横浜市旭区選挙管理委員会委員長 佐藤 満 様
横浜市磯子区選挙管理委員会委員長 岩月 竹一 様
横浜市金沢区選挙管理委員会委員長 谷口 道郎 様
横浜市港北区選挙管理委員会委員長 佐藤 ますみ 様
横浜市緑区選挙管理委員会委員長 河合 正紹 様
横浜市青葉区選挙管理委員会委員長 宮武 千恵子 様
横浜市都筑区選挙管理委員会委員長 佐藤 忠昭 様
横浜市戸塚区選挙管理委員会委員長 春成 貞幸 様
横浜市栄区選挙管理委員会委員長 長田 邦男 様
横浜市泉区選挙管理委員会委員長 鈴木 英正 様
横浜市瀬谷区選挙管理委員会委員長 安田 一磨 様
横浜市中央農業委員会会長 八木下 克己 様
横浜市南西部農業委員会会長 北村 豁 様
横浜市固定資産評価審査委員会委員長 徳江 義典 様
公立大学法人横浜市立大学理事長 本多 常高 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 三辺 夏雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
る諮問について（答申）

平成24年4月16日鶴選管第2号、平成24年4月16日神選管第2号、平成24年4月16日西選管第157号、平成24年4月16日中選管第3号、平成24年4月16日南選管第6号、平成24年4月16日港南選管第1号、平成24年4月16日保選管第2号、平成24年4月16日旭選管第2号、平成24年4月16日磯選管第2号、平成24年4月16日金選管第1号、平成24年4月16日港北選管第1号、平成24年4月16日緑選管第1号、平成24年4月16日青選管第4号、平成24年4月16日都選管第5号、平成24年4月16日戸選管第3号、平成24年4月16日栄選管第1号、平成24年4月16日泉選管第2号、平成24年4月16日瀬選管第1号、平成24年4月16日中央農委第5号、平成24年4月16日南西農委第344号、平成24年4月16日横固第1号及び平成24年4月16日総第3号による22件の次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「(1) 貴実施機関が保有する取得文書に関し、2011年8月1日付で総務局法制課（文書課）が受付けた公開質問状（その1）及び10月5日付公開質問状（その2）をいつ誰から、どのような方法で送付を受けたがわかる文書等のすべて

(2) (1)に関し、返答しないことを決めた会議等の文書・資料のすべて

(3) (1)に関し、例えば市民情報室等から電話、口頭、文書等で何らかの指示を受けた文書等の全て、また電話等で指示を受けたときのメモ類等のすべて

(4) コンプライアンス推進室に返答した文書等のすべて、またこれに至る意思決定に至る全ての文書」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

別表に示す実施機関が、「(1) 貴実施機関が保有する取得文書に関し、2011年8月1日付で総務局法制課(文書課)が受付けた公開質問状(その1)及び10月5日付公開質問状(その2)をいつ誰から、どのような方法で送付を受けたがわかる文書等のすべて(2)(1)に関し、返答しないことを決めた会議等の文書・資料のすべて(3)(1)に関し、例えば市民情報室等から電話、口頭、文書等で何らかの指示を受けた文書等の全て、また電話等で指示を受けたときのメモ類等のすべて(4)コンプライアンス推進室に返答した文書等のすべて、またこれに至る意思決定に至る全ての文書」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「(1) 貴実施機関が保有する取得文書に関し、2011年8月1日付で総務局法制課(文書課)が受付けた公開質問状(その1)及び10月5日付公開質問状(その2)をいつ誰から、どのような方法で送付を受けたがわかる文書等のすべて(2)(1)に関し、返答しないことを決めた会議等の文書・資料のすべて(3)(1)に関し、例えば市民情報室等から電話、口頭、文書等で何らかの指示を受けた文書等の全て、また電話等で指示を受けたときのメモ類等のすべて(4)コンプライアンス推進室に返答した文書等のすべて、またこれに至る意思決定に至る全ての文書」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、別表に示す実施機関(以下「本件実施機関」という。)が平成23年12月28日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 本件実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 開示請求書の記載によれば、平成23年8月1日付で総務局総務部法制課(以下「法制課」という。)に提出された公開質問状(その1)(以下「質問状1」という。)及び同年10月5日付公開質問状(その2)(以下「質問状2」という。質問状1及び質問状2を総称して以下「本件質問状」という。)は、当初、平成23年8月1日に法

制課で受け付けられたとされているが、同日から現在に至るまで、本件質問状はどこからも送付を受けていない。本件実施機関において、本件質問状の送付を受けていない以上、いつ誰から、どのような方法で本件実施機関へ送付されたかが分かる文書等は存在しない。

- (2) また、本件質問状に対する返答等の対応について、本件実施機関内部における検討や、総務局コンプライアンス推進室コンプライアンス推進課（以下「コンプライアンス推進課」という。）、市民局総務部市民情報室（以下「市民情報室」という。）などの他課から指示を受けたことや、その指示に対して返答したという事実もない。したがって、本件申立文書は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件申立文書の全部（差出人の住所及び氏名を除く）を開示するよう求める。
- (2) 開示請求項目(1)の「公開質問状の送付を受けておりません」から、同(2)から(4)までについても「当該開示請求に係る行政文書は作成し、又は取得しておらず、保有していない」から条例第10条第2項を適用し、全部を開示しない旨の決定をしている。
- (3) しかし、本件質問状は取得文書であることは明白であり、開示請求項目(1)については事実認定の誤りがあり、取得文書は存在しないから同(2)から同(4)までの行政文書は作成し、保有していないとの理由の論理的破綻は明白であり、この理由による決定の取消しは免れない。
- (4) 本件実施機関以外の各実施機関では本件質問状を取得していることは明白であり、本件実施機関のみが送付を受けていないということは矛盾である。
- (5) 本件実施機関が理由付記なき非開示理由説明書を情報公開審査会に提出する行為は審査会審理を否認する違法行為であり、この瑕疵ある不適法な書面を申立人に送付して行う審理は審査会委員の審査会に対する背信行為であり、情報公開制度の信用を失墜させる違法・不当行為である。
- (6) 閲覧請求権の侵害されている状況を把握して、閲覧請求権が保障された情報公開制度の運営には閲覧請求者の意見が反映される「審議会」の設置が急務である。本件審理の進行について、どのように審査会審理を進行する予定なのか、直接、審査会委員

からの回答を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件質問状に係る経緯について

本件請求に係る開示請求書には、平成23年8月1日付で「総務局法制課（文書課）」が質問状1を受け付けたと記載されている。また、本件質問状に関係する部署として「コンプライアンス推進室」及び「市民情報室」と記載されている。そこで、法制課、コンプライアンス推進課及び市民情報室に確認したところ、本件質問状に係る経緯については次のとおりであった。

ア 平成23年8月1日付で、特定の市民（以下「投稿者」という。）から質問状1が法制課へ提出された。

イ 質問状1の内容が、コンプライアンス及び情報公開制度に関する質問であったことから、その内容に鑑み法制課はコンプライアンス推進課へ送付した。

ウ コンプライアンス推進課では、コンプライアンスに関する質問について回答することとし、情報公開に関する質問については、情報公開制度を所管する市民情報室へ回答処理を依頼した。

コンプライアンス推進課は回答を作成するに当たって、情報共有のため、コンプライアンス責任者及びコンプライアンス推進員を置く局区等のコンプライアンス担当課（以下「コンプライアンス担当課」という。）へ供覧の依頼をした。

市民情報室では、情報公開に関する質問は、市民情報室で答えることとしたため、本件実施機関へは質問状1を送付しなかった。

エ その後、同年8月16日付でコンプライアンス推進課及び市民情報室から投稿者へ回答した。

オ 同年10月5日付で、投稿者から質問状2が法制課へ提出された。

カ 法制課では、質問状2を質問状1と同様にコンプライアンス推進課へ送付した。

キ コンプライアンス推進課においても、質問状1と同様にコンプライアンスに関する質問について回答することとし、情報公開に関する質問については、情報公開制度を所管する市民情報室へ回答処理を依頼した。

コンプライアンス推進課は回答を作成するに当たって、コンプライアンス担当課へ回答案文を送付し、意見を求めた。

市民情報室では、質問状1と同様に情報公開に関する質問は、市民情報室で答えることとしたため、本件実施機関へは質問状2を送付しなかった。

ク その後、同年12月15日付でコンプライアンス推進課及び市民情報室から投稿者へ回答した。

(2) 本件申立文書について

上記の経緯から、本件申立文書は、本件質問状が本件実施機関へ送付されたことが分かる文書、本件質問状に対して本件実施機関が回答しないことを決めた会議等の文書、本件実施機関が市民情報室等から指示を受けた文書、本件実施機関がコンプライアンス推進課へ回答した文書及び当該回答に至った意思決定に係る文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 本件実施機関は、どこからも本件質問状の送付を受けていないため、本件申立文書は作成し、又は取得しておらず、保有していないと説明している。

一方、申立人は、本件実施機関以外の各実施機関では本件質問状を取得していることから、本件実施機関のみ送付を受けていないということは矛盾であり、本件質問状を取得していることが明白であると主張している。

イ 当審査会において、市民情報室が保有する関連文書を見分したところ、質問状2に対する回答文書には「市民局市民情報室が当制度を担当していること、また、様から平成23年4月13日にいただきました開示請求については、請求先実施機関が不明であったため当室が処理したことから、本件については当室が対応すべきことと考えるので、次のとおり回答させていただきます。（当室から回答することについては、8月1日付質問状（その1）においても同様の考えです。）」との記載が認められた。この記載は、市民情報室が回答を行うに当たり、条例上の各実施機関に本件質問状を送付していないという説明に合致するものである。

ウ また、本件質問状はコンプライアンス推進課からコンプライアンス担当課へ送付されているが、本件実施機関にはコンプライアンス責任者及びコンプライアンス推進員を置いていないため、コンプライアンス推進課から本件質問状が送付されることはない。

エ 以上のことを考え合わせると、本件実施機関が本件質問状をどこからも送付されていないということに不自然な点はない。

したがって、本件実施機関が本件質問状を送付されていない以上、それに関連して作成し、又は取得した文書があるとは考えられないことから、本件実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、本件申立文書は保有していないとの本件実

施機関の主張は是認できる。

オ なお、申立人はその他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、本件実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 金井恵里可

別表 実施機関の内訳

答申番号	実施機関
1075	横浜市鶴見区選挙管理委員会
1076	横浜市神奈川区選挙管理委員会
1077	横浜市西区選挙管理委員会
1078	横浜市中区選挙管理委員会
1079	横浜市南区選挙管理委員会
1080	横浜市港南区選挙管理委員会
1081	横浜市保土ヶ谷区選挙管理委員会
1082	横浜市旭区選挙管理委員会
1083	横浜市磯子区選挙管理委員会
1084	横浜市金沢区選挙管理委員会
1085	横浜市港北区選挙管理委員会
1086	横浜市緑区選挙管理委員会
1087	横浜市青葉区選挙管理委員会
1088	横浜市都筑区選挙管理委員会
1089	横浜市戸塚区選挙管理委員会
1090	横浜市栄区選挙管理委員会
1091	横浜市泉区選挙管理委員会
1092	横浜市瀬谷区選挙管理委員会
1093	横浜市中央農業委員会
1094	横浜市南西部農業委員会
1095	横浜市固定資産評価審査委員会
1096	公立大学法人横浜市立大学

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年4月16日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成24年5月22日	・異議申立人から意見書を受理
平成24年5月29日 (第214回第二部会) 平成24年5月31日 (第207回第一部会) 平成24年6月1日 (第138回第三部会)	・諮問の報告
平成24年8月2日 (第141回第三部会)	・審議
平成24年10月4日 (第143回第三部会)	・審議
平成24年10月18日 (第144回第三部会)	・審議
平成24年11月1日 (第145回第三部会)	・審議
平成24年11月15日 (第146回第三部会)	・審議
平成24年12月6日 (第147回第三部会)	・審議